

(費用負担額の納付状況の把握)

第17条 第12条に規定する費用負担額の納付状況を的確に把握するため、費用負担額徴収台帳(第9号様式)等を作成し整理するものとする。

(関係機関との調整)

第18条 介助員は、家庭奉仕員等と派遣世帯の状況等について情報・意見等を交換し又関係機関との関係を密にして事業の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

第8号様式

社会福祉
法人 三浦市社会福祉協議会家庭介助員派遣業務日誌

下記のとおり訪問しました。		局長	次長	総括	係員	介助員
平成	年	月	日	曜日	対象者名	訪問時間 : ~ :
健康状態	良好 変化なし 顔色 (良い・悪い) 発熱 (度) 食欲 (あり・なし) 病状等					
業務内容	身の回りの世話		洗濯・補修		身体的清拭洗髪	
	掃除等		買い物		入浴の介助	
	食事の世話		連絡・通院介助		相談	
	その他					
目的	-----					
経過と状況	----- ----- ----- -----					
指導事項と問題	----- ----- -----					
評価	1. 良好 2. 悪化 3. 変化なし					

別表(第12条関係)

家庭介助員派遣事業費用負担額

	利用者世帯の階層区分	利用者負担額 1時間当たり
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
B	生計維持者が前年所得税非課税世帯	0円
C	” 前年所得税課税年額が9,600円以下の世帯	200円
D	” ” 9,601円以上32,400円以下の世帯	400円
E	” ” 32,401円以上42,000円以下の世帯	600円
F	” ” 42,001円以上の世帯	800円

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
ハンディキャブ運行管理に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三浦市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が障害者と老人の福祉の増進に寄与するため、運行管理する寝台または車椅子により乗車できる車両（以下「ハンディキャブ」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 三浦市に住所を有しかつ次のいずれかに該当するものを利用対象とする。ただし、福祉タクシー利用者及びハンディキャブを利用することにより身体に異常をきたす恐れのあるものを除く。

- (1) 寝たきり障害者又は寝たきり老人。
- (2) 車椅子を使用している障害者。ただし、自家用車を所有し、自分で運転しているものを除く。

(利用範囲及び条件)

第3条 利用範囲は、次の各号に定める範囲とする。

- (1) 医師の診断、治療を受けるための通院、入退院するとき。
- (2) 福祉施設へ入退所するとき。
- (3) 福祉施設及び公共機関へ行くとき。
- (4) 近親者、友人等の冠婚葬祭に出席するとき。
- (5) 行政等が主催する事業等に参加するとき。
- (6) その他特に会長が必要と認めたとき。

2. 利用者は、1名以上の介護者を付けること。ただし、単独で行動できると、会長が認めた者を除く。

(運行日)

第4条 ハンディキャブを運行する日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、3日及び12月29日から同月31日まで

(4) その他運行ができない特別の理由があると会長が認めた日

(運行時間)

第5条 ハンディキャブを運行する時間は、原則として午前9時から午後4時(土曜日は午前9時から正午まで)までの間とする。

(運行の範囲)

第6条 運行の範囲は、三浦市内、横須賀市内、逗子市内、葉山町内とする。

(利用者の決定)

第7条 ハンディキャブの利用を希望するものは、ハンディキャブ利用登録申請書(第1号様式)を会長に提出して登録を受けなければならない。

(申し込み及び決定)

第8条 ハンディキャブ利用申し込みは、原則として利用する日の7日前から2日前までに申し込むものとする。